

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2007～2009

課題番号：19330005

研究課題名（和文） 法と経済学の法哲学的総合研究

研究課題名（英文） The Foundations and Frontiers of Law and Economics

研究代表者

宇佐美 誠（USAMI MAKOTO）

東京工業大学・大学院社会理工学研究科・教授

研究者番号：80232809

研究成果の概要（和文）：

本研究では、法と経済学に関して、法哲学を基軸としつつ経済哲学的・実定法学的な視点も導入した学際的視座から、総合的かつ多角的な考察を実施した。①学問方法については、効率性・正義等の基本概念の分析、経済学的法観念と法学的法観念の比較検討、経済学的人間モデルの吟味、法解釈学の射程の論定、厚生経済学の批判的精査を、②学問対象については、経済学的研究が従来未開拓だった公的扶助、学校教育、民事訴訟での立証責任分配に関する分析を行った。

研究成果の概要（英文）：

This research project is intended to inquire into the foundations and frontiers of the field of law and economics in a multi-disciplinary way, by employing the methods of general jurisprudence, specific areas of law, and economic theory. As to the methodological foundations of law and economics, our research included an analysis of the basic concepts of efficiency and justice, a comparison between economic and jurisprudential conceptions of law, an examination of the economic model of individual behavior, an assessment of several major methods of legal interpretation, and a scrutiny of conventional welfare economics. To explore the frontiers of the field, we discussed the issues of public assistance, school education, and civil procedures from an economic perspective.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	4,100,000	1,230,000	5,330,000
2008年度	3,900,000	1,170,000	5,070,000
2009年度	3,200,000	960,000	4,160,000
年度			
年度			
総計	11,200,000	3,360,000	14,560,000

研究分野：法哲学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：基礎法学、経済理論

1. 研究開始当初の背景

(1) 法と経済学は、母国アメリカは元よりヨーロッパ諸国でも、数十年間にわたって研究対象を拡大しつつ著しく発展してきたが、その方法論の検討は近年ようやく活発化しつつある。しかし、方法論に関する法哲学的視点からの総合的・多角的研究はいまだ行われていない。

(2) わが国では、近年には法と経済学の研究が様々な法領域で進展し、教科書等の公刊も相次いでいるが、方法論的検討はごく少数にとどまる。

2. 研究の目的

(1) 上記1. のような国内外の研究状況を踏まえ、法と経済学に関して、その方法論に重点を置きつつ、法哲学を基軸としながら経済哲学的および実定法学的な観点も導入して、総合的・多角的な考察を行うことが、本研究の目的である。

(2) この抽象的 목적は、3つの具体的目標に分節化される。①法と経済学における基本概念等の分析、②法解釈学・経済学の方法論的検討、③市場を視野に収めた法制度の経済理論的解明・構想である。

3. 研究の方法

(1) 本研究では、法哲学を基軸としつつ、経済哲学的および実定法学的な観点も導入する学際的方法を採用した。

(2) 上記2. (2)の具体的目標を効果的に達成するため、基礎概念班・法解釈方法班・制度構想班を設けた。ただし、3つの班が十分な相互関連性を保たずに各々作業を進めるといった事態を防止するため、研究分担者の一部が複数の班に同時に所属するとともに、単一の班に属する研究分担者も他の班に対して助言・支援を適宜行うという体制を整えた。その上で、年に数回の全体会合を開催して、班間の相互関連性と全体的統合性を常に維持するよう努めた。

(3) 研究期間の3ヶ年度を、基礎作業段階(2007年度)、構築・展開段階(2008年度)、総合・完成段階(2009年度)に分けて、計画的に研究活動を推進した。①基礎作業段階では、文献の収集・分析を通じた学問的蓄積の共有化および現在の研究状況の把握、法哲学的・経済哲学的論点の析出に重点を置いた。②構築・展開段階では、法哲学的・経済哲学的な理論構築、共同討議による相互的な理論彫琢、中間的成果の個別的発表を進めた。③総合・完成段階では、中間的成果の個別的発表の継続、各成果の有機的統合、最終的成果

の共同的発表を行った。

4. 研究成果

(1) 以上の研究活動の結果、まず基本概念や他の基盤的論点について、①衝突が不可欠だと従来想定されがちだった効率性と正義について、その両立さらには相互補完の可能性が明らかとなった(宇佐美)。②法と経済学が立脚する法観念と伝統的法学の法観念との多角的な比較検討により、両者の緊張関係の諸側面が析出された(長谷川)。③規範意識を組み込んだ人間モデルの必要性と、取引費用の考慮の重要性とが示された(嶋津)。

(2) 法解釈学・経済学の射程については、①平井宜雄の法政策学および内田貴の法学方法論の批判的検討を通じて、法解釈学の射程を浮き彫りにされた(常木)。他方、②新厚生経済学の厚生主義的前提がもつ限界が明確となり、非厚生主義の導入により規範理論を多元化する必要性が示された(吉原)。

(3) 法制度の経済理論的解明・構想としては、①公的扶助について、実効性を焦点化する新古典派経済学の限界が示され、法学で重視される妥当性も考慮する必要性が明らかとなった(後藤)。②公教育に関して、教育という財の特殊性が機会の平等の観念にいかなる含意をもつかが詳らかになった(那須)。③民事訴訟について、アメリカの訴答手続と濫訴の経済学的分析を参考に、日本法の要件事実論が手続費用・過誤費用の観念により解明された(山田)。

(4) 以上の研究成果は、最終成果発表シンポジウム(東京工業大学、平成21年10月3日)において発表された。本シンポジウムでは、外部から招聘した3名のコメンテータである須賀晃一(早稲田大学)・橋本努(北海道大学)・瀧川裕英(大阪市立大学)各氏によるコメントの後、フロアとの活発な討議が行われた。

(5) 上記のシンポジウムで発表された論文およびコメントは、宇佐美誠編『法学と経済学をあいだ：規範と制度を考える』勁草書房(下記5. [図書] ①)として2010年秋に公刊される予定である。

(6) 上記(4)・(5)の共同的な研究成果発表に加えて、研究代表者・研究分担者は各々、雑誌論文・学会等発表・図書により中間的成果や密接に関連する研究成果を発表してきた(下記5.)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に

は下線)

[雑誌論文] (計 7 件)

①長谷川晃「<リーガル・ガバニング>の概念：多元分散型統御の法的条件に関する法哲学的スケッチ」『新世代法政策学研究』6号、2010年、255-284頁(査読無)。

②宇佐美誠「法と経済：提題と展望」『法哲学年報2008』2009年、1-15頁(査読有)。

③常木淳「法と経済学：その意味と構造」『法学セミナー』652号、2009年、46-50頁(査読無)。

④Yongsheng Xu and Naoki Yoshihara, “The Behavior of Solutions to Bargaining Problems on the Basis of Solidarity,” *Japanese Economic Review* 59(1), 2008, pp. 133-138 (査読有)。

⑤嶋津格「規制緩和・民営化は何のためか」『ジュリスト』1356号、2008年、5-10頁(査読有)。

⑥常木淳「「法と経済学」は何を教え、何を教えなかったか？」『ジュリスト』1356号、2008年、40-47頁(査読有)。

⑦ Akira Yamada and Naoki Yoshihara, “Triple Implementation in Production Economies with Unequal Skills by Sharing Mechanisms,” *International Journal of Game Theory* 36, 2007, pp. 85-106 (査読有)。

[学会発表] (計 5 件)

①Kosuke Nasu, “Two Paths to the Theory of the Duty to Obey the Law,” The 24th World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy, Beijing Friendship Hotel, Beijing, 16 September 2009.

②Itaru Shimazu, “Concepts of Law and Social Change” and “Conflicting Ideas of Equality,” Workshop on Private Law Remedies, Soft Law and Global Wrongs, European University Institute, Florence, 15 December 2008.

③ Naoki Yoshihara, “On Initial Conferment of Individual Rights,” The Australian Workshop on Economic Theory, Bond University, Robina, 9 February 2008.

④ Reiko Gotoh, “Social Choice in Multicultural Society,” The 2007 Conference of the Human Development and

Capability Association, The New School, New York, 16-20 September 2007.

⑤Makoto Usami, “Law as Public Policy: Combining Justice with Interest,” The 23rd World Congress of Philosophy of Law and Social Philosophy, Jagiellonian University, Cracow, 4 August 2007.

[図書] (計 7 件)

①宇佐美誠・長谷川晃・嶋津格・常木淳・吉原直毅・後藤玲子・那須耕介・山田八千子・須賀晃一・橋本努・瀧川裕英『法学と経済学のあいだ：規範と制度を考える』勁草書房、2010年公刊予定、1-270頁(予定)。

②Reiko Gotoh and Paul Dumouchel (eds.), *Against Injustice: The New Economics of Amartya Sen*, Cambridge University Press, 2009, pp. 140-160.

③アマルティア・セン＝後藤玲子『福祉と正義』東京大学出版会、2008年、1-27、59-88、135-166、211-299頁。

④常木淳『法理学と経済学：規範的「法と経済学」の再定位』勁草書房、2008年、173頁。

⑤山田八千子『自由の契約法理論』弘文堂、2008年、295頁。

⑥吉原直毅『労働搾取の厚生理論序説』岩波書店、2008年、298頁。

⑦Prasanta K. Pattanaik, Koichi Tadenuma, Yongsheng Xu, and Naoki Yoshihara (eds.), *Rational Choice and Social Welfare: Theory and Applications*, Springer, 2008, pp. 43-67.

6. 研究組織

(1) 研究代表者

宇佐美 誠 (USAMI MAKOTO)
東京工業大学・大学院社会理工学研究科・教授
研究者番号：80232809

(2) 研究分担者

嶋津 格 (SHIMAZU ITARU)
千葉大学・大学院専門法務研究科・教授
研究者番号：60170932

長谷川 晃 (HASEGAWA KO)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：90164813

後藤 玲子 (GOTOH REIKO)
立命館大学・大学院先端総合学術研究科・教授
研究者番号：70272771

常木 淳 (TSUNEKI ATSUSHI)
大阪大学・社会経済研究所・教授
研究者番号：10207425

山田 八千子 (YAMADA YACHIKO)
中央大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号：90230490

吉原 直毅 (YOSHIHARA NAOKI)
一橋大学・経済研究所・准教授
研究者番号：60272770

那須 耕介 (NASU KOSUKE)
摂南大学・法学部・准教授
研究者番号：60330354

(3)連携研究者
なし